

慢性的虐待のリスクを抱え孤立状態にある母親への支援の現状と課題

修士課程 1 年	高	堰	仁	美
博士課程 3 年	浜	村	俊	傑
博士課程 2 年	李		智	慧
教授	下	山	晴	彦

1. はじめに

子ども虐待の悪影響について

昨今、親による子ども虐待死事件が相次ぎ、昨年度の児童相談所（以下、児相とする）における児童虐待対応件数は133,778件にも上っている（厚生労働省, 2017）。児童虐待は、子どもの人生長期に渡り深刻な問題をひきおこし得るものである。神経発達系の混乱に始まり、社会的・情緒的・認知的障害、健康を害する行動による順応、さらには疾病や障害社会的不適応を引き起こし、ひいては早世にまで至らしめる（Centers for Disease Control and Prevention：米疾病予防管理センター, 2014）。

児童虐待に至るメカニズム

児童虐待は、親の要因や子どもの要因に、親子を取り巻く社会環境の要因が複雑に絡み合っている（桜山ら, 2014）。犬塚（2016）は主たる要因に基づき、虐待に至るメカニズムを5タイプに分類している。親の被虐待歴に由来する子どもへの認知の歪みや否定的感情を主要因とする「Ⅰ関係性障害群」、子の発達障害等への無理解による養育の混乱を主要因とする「Ⅱ無理解・混乱群」、育児スキルやサポート不足を主要因とする「Ⅲ育児ストレス群」、親自身の精神疾患や知的・発達障害による養育能力の不足を主要因とする「Ⅳ障害・疾病群」、社会的孤立や貧困などによる強い心理社会的ストレスを主要因とする「Ⅴ社会的問題群」である。

未解決の被虐待歴を持つ親への注目

中でも、対応に困難を極めるのが、被虐待歴を背景に持つ「Ⅰ関係性障害群」である。被虐待経験は、不安定な愛着（Ainsworth et al., 1978）や、それに伴う

自己観他者観の不安定さを通じて（大鷹・菅原・熊谷, 2009；山口, 2008）、安定した対人関係形成を困難にし得る（丹羽, 2011）ものである。このように成育歴の中で生じた対人関係における認知の歪みが修正されぬまま大人になった場合、子育てを含む対人関係においてそれらが再現されることとなる（中谷, 2013）。このような背景を持つ親は、自ら支援機関につながるものが少なく、援助自体を拒否することも多い（高岡, 2013）。虐待を行っている親が自ら相談できなかつたり、相談を拒否し、地域の支援機関から孤立すること自体が虐待を悪化・深刻化させる要因となっている（千賀, 2014）。

親が生育歴の中で形成してきた認知の歪みは子どもに対する虐待に直接結び付く重要な要因であり（Montes et al., 2001）、支援機関からの孤立にもつながり得るものである（高岡, 2013）。しかしながら、日本においては親の認知要因に注目した研究は、少ない現状である（中谷, 2013）。

そこで本稿においては、未解決の被虐待歴を抱える親の、子育てを含む対人関係における認知の歪みについて概観する。その上で、上記の特徴を持つ親に対する支援の現状と今後の課題について述べることにする。

2. 未解決の被虐待経験を有する親の認知特性への注目

被虐待歴のあるものが虐待を繰り返すという世代間伝達については、欧米において様々な研究が蓄積されてきた（Egeland et al., 1984; Kaufman et al., 1987）。しかしながら、世代間伝達は被虐待者の全てに起こるわけではなく、自身が虐待を繰り返すのは約3割であるという（西澤, 1994）。自身の被虐待経験によって生じた対人関

係における認知の歪みを修正できぬまま、親になってしまった場合に、わが子への虐待が生じる可能性があり、支援機関との関係性も不安定なものとなり得る。

そこで、未解決の被虐待歴を持つ親が有する様々な認知を、子育て場面に関するもの、及び支援機関に関するものの、2点に整理し述べていくこととする。

2-1. 子育て場面で見られる認知

子どもの行為への被害的認知 子どもへの不適切な養育高群の母親は、子どもの親の要求に従わない行為を、自身への被害や敵意の表れとして、被害的に捉える傾向があるという（池田, 1987；中谷, 2006；西澤, 2010）。不適切な養育高群は、低群に比べ、“泣くや反抗する”といった親の要求に沿わない子どもの行為を、「この先も続く」と時間的に安定したものと捉えたり、「うまく対応できない」と対処の可能性を低く認知する。これにより、子どもの行為を自身への非難や攻撃と捉える被害的認知が生じ、直接不適切な養育に影響しうる可能性が示唆されている（中谷, 2006）。

この被害的認知は、自身が幼少期に不快感情を情動調律されなかったことで、自身も子どもの情動調律が困難になるという“情動調律困難の世代間連鎖”により生じうる（倉田・大河原, 2014）。また、母親の育児ストレス（中谷・中谷, 2006）や学歴の低さ（中谷, 2016）が促進要因となる一方で、高い自尊心が抑制要因となることが示されている（中谷・中谷, 2006）。

発達段階にそぐわない過剰期待 加害親は子どもに対して過剰期待を抱くことが示されている（Azar & Rohrbach, 1986; 緒方, 2016）。こうした子どもに対する過剰期待の一方で、親自身の問題解決能力は低いと、親の期待を子どもに上手く伝えられず、ストレスを抱えていることや、しつけが極端になることが明らかとなっている（Azar et al., 1984；Holden, 1983）。

体罰肯定感 また、虐待を深刻化させる背景には、「子育てには体罰が必要」という「体罰肯定感」があるという（西澤, 2010）。この捉え方は、親が自身の被虐待経験を整理できずにより、自分の人生を「愛されていたがゆえに叩かれた」と肯定するため抱くことや（西澤, 2010）、自身の成育歴の中で、しつけとしての虐待行為が『常識』として内面化された結果生じうる（信田, 2003）ものであるという。この「体罰肯定感」により自身の虐待行為を問題であると認識できず、行為の悪化や支援の拒否が生じうる（飯田, 2005）。

自己の欲求優先傾向 虐待傾向を示す親の中には、「子どものころ虐待やネグレクトにさらされてきたために愛情が十分に満たされず、そのために大人になっても自己の欲求への固執が起り、子どもの欲求や要求とそれがぶつかった場合に自分の欲求を重視する」傾向が認められる（西澤, 2010）。薬物やアルコール、男性などが依存の対象となり、子どもを放置して死に至らしめるケースや、依存を妨げる子どもに加害的な心情を抱き虐待行為に至るケースがある（西澤, 2010）。

子どもの自立的行動による「捨てられ」体験 子どもを虐待する傾向のある親の中には、子どもの自立的な行為を、自分への「反抗」や「無視」と受け取り、自分を否定していると捉えるものがあるという。この捉え方により、子どもの正常な発達プロセスを「子どもが自分を見捨てる」という喪失体験として認知してしまう（西澤, 1994）。

2-2. 支援機関に対する認知

支援者への不信感 親が自ら援助を求められない背景には、支援機関から、自身の子育てを非難されることへの不安や警戒があるからとされる（原田, 2006）。保護者は不本意な一時保護を経験する事態に「喪失と傷つき」を体験し、混乱・困惑し、無力感にさいなまれ、傷ついていく。時間が止まったかのような感覚に陥り怒りがこみ上げたり、諦めたり、自己を責めたりする。これらの感情が児相に対する不信感を生むという（鈴木, 2017）。

コントロール葛藤とケア葛藤 Reader&Duncan (1999)によって提唱された概念である。コントロール葛藤とは、幼少期に身体的虐待や過度な行動制限により無力感を感じた経験から、他者との関係性の中で無力感・統制不能感を抱きやすく、それを力によるコントロールで解決しようとするものである。また、ケア葛藤とは、幼少期にケアや愛情を求めても拒否された経験から、他者は自分を見捨てる存在と感じ、過度に依存的になったりもしくは回避的になるものである。これらの傾向により支援機関への攻撃的もしくは回避的な姿勢が生じうる。

3. 未解決の被虐待経験を有する親への支援の現状

東京都の児相対応件数は13,707件であり、その相談経路は「警察」「知人や近隣」が半数を占め、「家族」「児童本人」は1割に満たない（東京都、2017）。このように、児相が対応する虐待ケースは、当事者が支援を求められない・求めない状況で開始される。では、このように支援から孤立しがちな親に対して、現在どのような支援が行われているのであろうか。

虐待を行った親への支援としては、①関係性構築を目的としたソーシャルワーク的アプローチと、それを土台にした、②治療的・教育的ケアの2段階が存在する（犬塚、2016；千賀、2014）。そこで、本稿では日本で行われている、虐待を行った親へのアプローチを、上記2つの観点から概観していく。

3-1. ソーシャルワーク的アプローチ

現在の日本では、子ども虐待対応における養育者との関係構築の手法は大きく分けて3つある。具体的には、従来の福祉分野で培われた支援的ソーシャルワーク、子どもの安全のため、親が虐待を認めるまで断固とした姿勢を崩さず、認めた後共感や労いをかけるという日本独自の介入型ソーシャルワーク、新たに導入が進められているサインズ・オブ・セーフティ型のアプローチである（高岡、2013）。ここでは、対峙的關係にあって子どもとの安全構築のため、親との協働関係を目指すサインズ・オブ・セーフティ型アプローチの内容を検討する。

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（以下SoSA）

【概要】子ども・家族・援助者の協働的な関係性を重視し、家族が安心・安全を構築していく主体者となれるように支援していく虐待対応の枠組みである。親を変えることを援助の目標としない点が特徴的であり、家族はそれぞれ固有の問題を抱えていることを前提とする。その上で、子どもにとっての安全な家庭機能に必要なボトムラインを共有し、そこに達するために家族と協働関係を構築することを目指す（千賀、2014）。

【実践例】国内児相の26%で実施されている（加藤、2014）。井上・井上（2008）は、子どもを襲ったいたと主張し、児相とのかかわりを拒否する親にSoSAの手法を用いて関わった事例を紹介している。この中で、親自身が子育てへの悩みや葛藤を口にするようになり、虐待

につながる悪循環のパターンに気付き、このパターンを崩すため協働する姿勢が生まれたことが述べられている。

【課題】日本では、先進諸外国のようにSoSAを児童福祉制度の中に組み込み組織的に導入しているわけではなく、部分的に用いるにとどまっている（千賀、2014）。

ファミリー・グループ・カンファレンス（以下FGC）

【概要】「家族の参画と家族の意思決定」を支援過程の中核に据えるソーシャルワーク的アプローチである。家族や家族の選んだ人々（親戚・友人・知人などのインフォーマル・セーフティ・ネットワーク）自身が専門職と共に、子どもの安全や健全な養育について話し合っ、協働していく（犬塚、2016）

【実践例】実施が確認されたのは、調査対象のうちわずか3%と、試行的実施に留まっている（加藤、2014）。

3-2. 治療的・教育的ケア

犬塚（2016）は、未解決の被虐待経験を背景に、虐待を行う親自身への治療的・教育的ケアに必要な要素として、以下の8つを挙げている。①信頼関係の構築 ②安全プランの作成 ③生活上のストレス要因の理解 ④治療目標 ⑤自身の成育歴と子育てとの関連についての自己理解 ⑥感情調節 ⑦思考の再構成 ⑧ペアレントトレーニングである。

現在国内の児相で行われている主要なプログラムについて、上記の治療的・教育的ケアに必要な8つの要素との関連から、検討していく。（表1参照）

コモンセンス・ペアレンティング（以下CSP）

【概要】暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術の習得により、子ども虐待の予防や親子関係の回復を目指すペアレントトレーニングである（千賀、2014）。ある程度動機づけのある親を対象としているため、プログラム自体に治療的関りは含めず、教育的関りを中心とする。プログラムの中で、感情調整や認知の歪みの修正を意図した内容も扱うが、養育訓練の要素が強い（中谷、2015）。

【実践例】国内児相で実施されている家族再統合プログラムとしては44%と最多である（加藤、2014）。プログラム適用に関しては、参加希望

表1 虐待を行った親を対象とするプログラム及び、含まれる治療的・教育的ケアの要素（犬塚（2016）をもとに作成）

	CSP	精研式	CRC	トリプルP	AF-CBT	PCIT	MY TREE
ペアレントトレーニング	○	○	○	○	○	○	○
思考の再構成					○		
感情調節					○		○
治療目標の自己作成					○		
自身の成育歴と子育ての関連についての自己理解					○		○
生活上のストレスの自己理解と共有					○		○
安全プランの作成と共有					○		
傾聴・共感による信頼関係・協働関係形成					○		○

者に対する事前アセスメントを行うなど（鷺山, 2015）安全に配慮して、適応の可否を判断している。河合ら（2007）は、身体的虐待の問題を持つ両親にCSPを実施し、TK式診断的親子関係検査を用いてプリポストテストを実施した結果を報告している。その中で実施後、子どもへの「非難」が減り、ほめる等の肯定的関りが増えたこと、発達段階にそぐわない子どもへの過度な期待が減少したこと、両親が協働して子育てにあたるようになったことが述べられている。

精研式ペアレントトレーニング（以下精研式）

【概要】元来は、ADHDの子どもを持つ親向けのペアレントトレーニングであった。親の養育スキルを向上させ、子どもの適応行動を増やすことを通し、親子関係の悪循環を断ち、安定した関係性の構築を目指す（加藤, 2014）。

【実践例】東京都児童相談センターが2002年に開始した「家族再統合のための援助事業」で行われており、全国児相での実施割合は、13%である（加藤, 2014）。

【課題】親が通う準備が不十分な段階で導入を行ってしまい、中断になることもある（加藤, 2014）。

チャイルド・リソース・センター（以下CRC）

【概要】カナダの親子再統合プログラムを参考に作成された親子ひと組ごとのプログラムである。親自らが子どもの安全基地になることを認識し、子どもへの関わりを適切なものに改善することを目的とする。親時間・子ども時間、親子交流時間の2部構成となり、全体を通してスタッフが同席し、親子に直接働きかけることが特徴的である（加藤, 2014）。

ある（加藤, 2014）。

【実践例】大阪府の子ども家庭センターでは、平成22年度より「家族統合事業」として実施されており、全国児相での、実施割合は3%である（加藤, 2014）。

【課題】実施に際し、親の動機づけが低い場合には、丁寧な説明や不安の傾聴・共感、話し合いがなされているが、対応方法は具体的に定められてはいない（加藤, 2014）。

前向き子育てプログラム（以下トリプルP）

【概要】トリプルPは、様々な問題行動を持つ子どもの親を対象とする、認知行動療法に基づく心理教育プログラムである。子どもの問題・親の問題を考慮した全5段階の介入法が設定されている。児相で実施されるレベル4では、前向きな子育ての原則として「現実的期待」を含む5つを設定し、その原則に沿って子どもの発達を促す10の技術と、子どもの問題行動対応のための7つの技術を学んでいく。親を行動者・問題解決者とみなし最小限の手助けに留める（加藤, 2006）点が特徴的である。

【実践例】全国児相における実施割合は約1%である。

Alternatives for Families : A Cognitive Behavioral Therapy（以下AF-CBT）

【概要】AF-CBTは、ピッツバーグ大学のDavid J. Kolko博士により、家族内で暴力や虐待的な関わりにさらされてきた子どもとその家族の回復を助けるプログラムとして開発された（犬塚, 2016）。ペアトレが最終目標ではあるが、そこに至るまでに、親に対する治療的なケアを実施する。具体的には、治療への否定的気持ちを丁寧

に扱うことで動機づけを高めていくプロセスや、自身の成育歴と子育てとの関連についての自己理解を深めるプロセスがあり、歪んだ認知の修正や感情調整のスキルを段階的に学んだうえで、ペアトレを実施するようになっていることが特徴的である（犬塚, 2016）。

【実践例】日本では2012年に導入され、現在実践が重ねられている（保科ら, 2014）が、実施割合はわずかであり、他のプログラムに後れを取っている（加藤, 2014）。

Parent-Child Interaction Therapy（以下PCIT）

【概要】PCITは、フロリダ大学のShelia Eyberg博士によって考案された、行動障害のある子とその親を対象にした行動療法的アプローチである。親に対し、部屋の外にいる治療者が直接トランシーバーを用いて、子どもへの関わりを指導できる点が特徴的である（小平, 2016）。また、コーチングで親自身が、治療者から褒められる経験を重ねることが治療的な効果を持ちうる（小平, 2016）。

【実践例】全国児相での実施割合は、5 %である（加藤, 2014）。実施後には、子どもの問題行動が減り、それに対応し親の適応的な関わりが増え、負担感が軽減したこと（小平, 2016）や、親自身、親に関わる児童福祉司の両方が、親の子どもへの関わり方や子どもへの認識の変化を実感したことが示されている（上原, 2016）。

【課題】有効性の一方で人手や時間場所に問題があり実施が困難であることや、児相におけるPCITの実施及び検証は数例に満たない（小平, 2016）という現状のため、どの親子にどの時点でPCITを導入することが効果的であるのかの見極めが不十分である。

MY TREE ペアレンツ・プログラム（以下MY TREE）

【概要】MY TREEは、未解決の傷つき体験などを背景に、子どもへの虐待を行う親のうち、虐待行為の認識の有無にかかわらず支援に拒否的でない、もしくは何らかの強制力のもとでは拒否的ではない人を対象とする。グループのエンパワメントの力動を利用した親の回復支援プログラムである（森田, 2004）。身体、感情、理性、魂の全てに働きかけ、木や太陽からも生命力の源をもらいながら全体性の回復を目指す点が特徴的である（加藤, 2014）。

ある（加藤, 2014）。

安心して語れる場の提供、リラクゼーションや自己モニタリング、コミュニケーションスキルの獲得、子どもへの歪んだ認知の修正などを通し、「セルフケア」と虐待行為への「問題解決」を図ることを目的とする（森田, 2004）。

【実践例】全国児相での実施割合は、5 %である（加藤, 2014）。プログラム実施前後の、行動・意識の変化として、子どもとの関係、自己肯定感、孤立感の対処、感情調整、コミュニケーションスキル、セルフケア、問題解決の全ての項目において有意差があったことが示されている（中川, 2007）。

海外における治療的・教育的ケア

アメリカでは、全米子どもトラウマティック・ストレス・ネットワーク（以下NCTSN）により、虐待問題を抱える親子を対象とする、エビデンスベーストなプログラムとして以下のものが紹介されている。

身体的虐待や激しい体罰を行ってしまう親子を対象としたAF-CBT（Alternatives for Families : A Cognitive Behavioral Therapy）やCPC-CBT（Combined Parent Child Cognitive-Behavioral Approach for Children and Families At-Risk for Child Physical Abuse）、問題行動を持つ子どもと関わる全ての大人を対象としたPCIT（Parent-Child Interaction Therapy）、PCITの簡略版であるCARE（Child Adult Relationship Enhancement）である。

いずれのプログラムでも、ペアレントトレーニング的な要素を含むが、そこに至るまでに親自身の認知の修正や感情調節のスキルを丁寧に学んでいく点、親子の関わりを治療者が観察し、直接介入を行う点が特徴である。

4. 考察

4-1. ソーシャルワーク的アプローチの現状と課題

歪んだ認知を抱え、支援に拒否的になるなど、支援機関から孤立しがちな親であっても、信頼関係・協働関係の構築が可能となるSoS型のアプローチが導入され実践が始まっている。

しかしながら、その実施割合は、SoSAとFGCを合わせても3割に満たず、一部での導入に留まっている。このように、日本では、SoS型アプローチを児童福祉制度の中に組み込み組織的に導入しているわけではなく、部分的試行を行っている段階である（千賀, 2014）。ま

た、導入の効果については事例報告に留まっており効果検証は不十分であることや、日本の現場の支援者の臨床経験に基づいた工夫や臨床知をアプローチに反映させることは不十分である（高岡，2013）ことが課題として挙げられる。

4-2. 治療的・教育的ケアの現状と課題

認知の歪みに着目したアプローチの導入・実践 本稿で概観した親の持つ認知の歪みへの介入を含むアプローチは、主要な7つのプログラムのうち、CSP、トリプルP、AF-CBT、MY TREEの4つに見られた。ペアトレ内での実施を行うCSP、トリプルPでは、親を子どもの問題に対する治療者と捉え、子どもの問題行動を変容させるために、過剰期待の修正を意図する（加藤，2006）。一方AF-CBTでは、親自身を治療的ケアの対象として、子育て場面での認知の歪みのみならず、“全か無か思考”といった生活全般で見られる認知の歪みにも着目し、そのような認知が生じる場面や、その認知から生じる怒りや不安との関連もモニタリングしていく事が特徴的である（犬塚，2016）。また、MY TREEではグループ内で安心して語れる場を提供し、エンパワーメントを行った上で、過剰期待など子育てに悪影響を及ぼす習慣に気づき脱学習することを目指していく（森田，2004）。このように、ペアトレ内で子どもの問題への対処スキル習得の観点から扱うか、親自身の問題として治療的に扱うかの違いはあるが、親の被虐待歴に由来する認知の歪みに着目したアプローチは導入・実践が進んでいるといえる。

ペアトレの単独実施による、親への治療的ケアの不足 被虐待歴由来の認知の歪みを抱え、治療動機も低い親に対しては、親の抱える支援への否定的気持ちや認知の歪み、感情調節の問題を丁寧に扱うことが必要とされているが（犬塚，2016）、このような親自身への治療的な要素を含んだアプローチの導入は不十分な状況である。

国内で実施されている、虐待を行った親に対する主要な7つのプログラムの内、CSP、精研式、CRC、トリプルP、PCITの5つは適切なしつけ法の獲得など、行動面への着目を重視する、ペアレントトレーニング（以下ペアトレ）であった（中谷，2013；上原，2017）。ペアトレは、本来健康な親を対象とし、子どもの問題への共同治療者となることを目指すものである。そのため、子どもへの対処スキルを高めることに主眼が置かれ、親自身の抱える問題への介入は目指されていない。治療動機のある親の場合は、認知的介入を含むペアトレのみの実施により、過剰期待や、それに伴う虐待行為が減少す

るなど、有効に働きうる事が示されている。一方で、治療的ケアが不十分な段階の親にペアトレの導入を行った場合には、中断が起り得る。

児相での事例の大半が、当事者以外からの通告で始まり、虐待の否認をする親が7割近く存在する。このことを鑑みると、未解決の被虐待歴を有し、治療的ケアを含むアプローチの実施を必要としている親は少なくないと考えられる。このように、治療的ケアを含むアプローチのニーズの高さに比して、この要素を含むアプローチの導入は進んでいない。

このことを踏まえ、今後は、信頼関係構築や成育歴と子育てとの関連への自己理解を深めるプロセスもプログラムの中に含まれており、認知の修正自体も丁寧に扱うAF-CBTや、親自身が治療者から褒められる体験を重ねることが治療的に機能するPCIT（小平，2013）、加えて海外でエビデンスの示されている他のCBTを用いた介入法を、日本の文脈に沿う形で導入・実践することが必要といえよう。

アプローチの適用・除外基準の曖昧さ 実施に際して、適応除外や安全対策を明示しているプログラムとそうでないものが混在している状況であった（鷺山，2015）。また、導入のタイミングが定められていないことから、親側の動機づけが不十分なままプログラムが開始され、中断に至る事例も見られた。

アプローチの効果検証の不足 虐待を行った親へのプログラムに関する研究自体が少なく、プログラムの紹介か、事例研究に留まっている（野口，2008）。欧米では、統制群を設けたランダム比較実験の形での効果検証がなされ、プログラムの効果が量的なエビデンスとして示されているのに対し、日本では少数の事例研究か実践の報告に留まっており、プログラムにの効果が曖昧な状況である。

5. まとめと今後の展望

以上述べてきた内容を踏まえ、自身の被虐待経験由来の認知の歪みにより虐待を行ってしまう、さらには支援機関から孤立してしまう親への支援の方向性について提案する。

今後は、現在虐待を行う親に対して行われている様々なアプローチの効果をRCTやメタ分析を通じて明らかにすることが必要である。その際、親の被虐待歴といった背景の有無に着目して、効果検証を行うことが重要と

考えられる。これにより、様々なアプローチの適用除外基準が明確に示され、ペアトレのみでも子どもへの虐待行為の改善に功を成す親と、そうでない親を判別することが可能となる。その上で、ペアトレのみでは不十分な親に対する、治療的ケアを含むアプローチを導入し実践していくことが必要となる。

このように、虐待を行いながらも支援につながりにくく親に対しては、信頼関係協働関係を構築するためのソーシャルワークのアプローチ、親自身の問題を解決しながら子どもへの関わりも改善していく治療的・教育的ケアのより一層の充実が求められる。

引用文献

- Azar, S. T., Robinson, D. R., Hekimian, E., & Twentyman, C. T. (1984). Unrealistic expectations and problem-solving ability in maltreating and comparison mothers. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 52(4), 687.
- Ainsworth, M. D., Blehar, M. C., Waters, E. & Wall, S. (1978). Patterns of attachment: Assessed in the strange situation and at home.
- Azar, S. T., & Rohrbeck, C. A. (1986). Child abuse and unrealistic expectations: Further validation of the Parent Opinion Questionnaire. *Journal of consulting and clinical psychology*, 54(6), 867.
- Centers for Disease Control and Prevention. (2014). The ACEpyramid. https://www.unmc.edu/bhecn/_documents/ace-handout-ne-specific.pdf (2018年 3月 3日)
- Egeland, B., Jacobvitz, D., & Sroufe, L. A. (1988). Breaking the cycle of abuse. *Child development*, 1080-1088.
- 原田正文 (2006). 子育ての変貌と次世代育成支援—兵庫レポートに見る子育て現場と子ども虐待予防—名古屋大学出版会
- Holden, G. W. (1983). Avoiding conflict: Mothers as tacticians in the supermarket. *Child Development*, 233-240.
- 保科保子, 犬塚峰子, 西牧陽子 (2014). 子育てに困難を抱える家族支援のために：虐待的関係にある親子のためのプログラム (AF-CBT) の紹介 (創立50周年記念特別論集). *大正大学カウンセリング研究所紀要*, (37), 17-27.
- 飯田邦夫 (2005). 虐待親への接近——家裁調査官の目と技法——民事法研究会
- 池田由子 (1987). 児童虐待——ゆがんだ親子関係——中央公論社.
- 犬塚峰子 (2016). 子ども虐待における家族支援. *児童青年精神医学とその近接領域*, 57(5), 769-782.
- 加藤曜子 (2014). 児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究
- 加藤則子 (2006). 前向き子育てプログラム (トリプル P) の紹介. *小児保健研究*, 65(4), 527-533.
- Kaufman, J., & Zigler, E. (1987). Do abused children become abusive parents?. *American journal of orthopsychiatry*, 57(2), 186-192.
- 厚生労働省 (2018). 子ども家庭局家庭福祉課 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173365_00001.html (2018年 3月 3日)
- 小平かやの (2016). 東京都児童相談所における PCIT (親子相互交流療法) の実践と課題 (特集第21回学術集会 (にいがた大会)). *子どもの虐待とネグレクト= Japanese journal of child abuse and neglect: 日本子ども虐待防止学会学術雑誌*, 18(2), 214-221.
- Milner, J. S. (1993). Social information processing and physical child abuse. *Clinical psychology review*, 13(3), 275-294.
- 森田ゆり (2004). MY TREE ペアレンツ・プログラム——子どもの虐待・DV問題を抱える親の回復支援 (特集 [日本子どもの虐待防止研究会] 第9回学術集会 (京都大会)). *子どもの虐待とネグレクト*, 6(1), 83-89.
- 中川和子 (2007) MY TREE ペアレンツプログラム 効果報告.
- 中谷奈美子 (2013). 文献展望 親の認知要因が虐待に影響を及ぼすプロセスに関する文献研究：子どもの要因を考慮した認知行動モデルの提案. *心理臨床学研究*, 37(5), 856-866.
- 中谷奈美子 (2015). 不適切な養育に影響を及ぼす親の認知行動プロセスに関する実証的研究 (Doctoral dissertation, 名古屋大学).
- 中谷奈美子 (2016). 子どもの行動に対する母親の帰属と不適切な養育——感情を媒介として——. *心理学研究*, 87, 14074.
- 中谷奈美子, & 中谷素之 (2006). 母親の被害的認知が虐待的行為に及ぼす影響. *発達心理学研究*, 17(2), 148-158.
- The National Child Traumatic Stress Network <https://www.nctsn.org/> (2018年 3月 3日)

西澤哲 (1994). 子どもの虐待：子どもと家族への治療的アプローチ. 誠信書房

西澤哲 (2010). 子ども虐待 講談社.

信田さよ子 (2003). 愛しすぎる家族が壊れるとき. 岩波書店

野口啓示 (2008). 被虐待児の家族支援：家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発. 福村出版.

緒方康介 (2016). 虐待の被害児に対する加害親の過剰期待—保護者による社会生活能力の評定と子どもの知能検査結果との乖離—. *犯罪心理学研究*, 53(2), 17-27.

大鷹円・菅原正和・熊谷賢 (2009). 母子関係と子どものソーシャルスキル発達の阻害要因. 岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要, 8, 119-129.

Reder, P., & Duncan, S. (2005). 子どもが虐待で死ぬとき—虐待死亡事例の分析. 小林美智子・西澤哲, 監訳). 東京：明石書店. (Reder, P. & Duncan, S. (1999). *Lost Innocents. A follow-up study of fatal child abuse*. London: Routledge.).

桜山豊夫, 川崎二三彦, 岩田充宏 (2014). 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究. 結果報告書. 東京, こども未来財団.

鈴木浩之 (2017). 子ども虐待に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構造——子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築——. *社会福祉学*, 58(1), 112-127.

千賀則史. (2014). 児童相談所の家族再統合に向けた心理援助の現状と課題. *名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 心理発達科学*, 61, 57-68.

高岡昂太. (2013). 子ども虐待へのアウトリーチ：多機関連携による困難事例の対応. 東京大学出版会

丹羽智美 (2011). 親への愛着による親子のストレス場面对する評価の差異：図版に対する反応からの検討. *子ども未来学研究* 6; 69-80.

東京都 (2017). 児童相談所での虐待相談経路別件数推移
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf> (2018年3月3日)

上原由紀, 小西聖子, 春原由紀 (2016). 児童相談所で親子相互交流療法 (PCIT) を用いた事例について：再統合・里親のケースに対する有効性の予備的検討. *子どもの虐待とネグレクト= Japanese journal of child abuse and neglect: 日本子ども虐待防止学会学術雑誌*, 18(2), 255-264.

鷺山拓男. (2015). 虐待予防の親支援グループについて, 1970年代の米国文献等を参照した考察. *子どもの虐待*

とネグレクト= *Japanese journal of child abuse and neglect: 日本子ども虐待防止学会学術雑誌*, 17(1), 75-86.

山口正寛 (2008). 回想された両親の養育スタイル認知が青年期の愛着表象に与える影響. 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 1(2), 1-9.

(指導教員 下山晴彦教授)

付記

本研究論文作成にあたっては、科研費の基盤 (A) 課題番号16H02056 (代表下山晴彦) の支援を受けた。